

知多市部活動地域移行・地域連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 知多市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の段階的な地域移行・地域連携に向けた課題に総合的に取り組むため、知多市部活動地域移行・地域連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域移行・地域連携に係る調査、研究に関すること。
- (2) 部活動の地域移行・地域連携に係る仕組みづくりに関すること。
- (3) 部活動の地域移行・地域連携の施策の推進に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行・地域連携に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 知多市スポーツ協会の代表
- (2) 知多市文化協会の代表
- (3) 知多市スポーツ推進委員会の代表
- (4) NPO法人市民大学ちた塾の代表
- (5) 知多市小中学校PTA連絡協議会の代表
- (6) 知多市立小中学校の代表
- (7) 知多市健康文化部長
- (8) 知多市教育部長
- (9) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、知多市健康文化部生涯学習スポーツ課及び知多市教育部学校教育課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。